

## 漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について

21水漁第3038号  
平成22年3月30日  
水産庁長官通知  
一部改正 22水漁第484号  
平成22年5月25日  
22水漁第2192号  
平成23年3月14日  
23水漁第521号  
平成23年5月31日

### 第1 漁業用燃油価格安定対策事業

1 漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4の2の（1）の漁業用燃油価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）参加契約には、次の事項を定めるものとする。

- ア 積立申込みの受付及び取りまとめに関する事項
- イ 燃油購入数量の申込みの受付及び取りまとめに関する事項
- ウ 申込数量が燃油の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
- エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項
- オ 事業主体との協力に関する事項
- カ 契約の解約に関する事項
- キ 契約対象期間に関する事項
- ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項

（2）参加契約の期間は、3年間とする。

（3）セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。

（4）参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。

2 実施要領第4の3の（1）の積立契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）事業主体は、漁業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

- ア 事業年度毎の燃油購入数量の設定に関する事項
- イ 燃油補てん積立金の納入に関する事項
- ウ 燃油購入数量の報告に関する事項
- エ 漁業用燃油価格差補てん金の交付に関する事項
- オ 漁業用燃油価格差補てん金の返還等に関する事項
- カ 契約の解約等に関する事項
- キ 契約対象期間
- ク 個人情報保護に関する事項
- ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

（2）積立契約の期間は、3年間とする。

（3）事業主体との間に実施要領第4の2の（1）の参加契約を締結した漁連等（以下第1において「契約漁連等」という。）は、セーフティーネットへの加入を希望する漁業者の積立申込の申請書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。

（4）事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした漁業者に加入の通知をするものとする。

（5）（3）及び（4）による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。

（6）契約漁連等は、地域の漁業者（契約漁連等が漁業種類別団体の場合にあっては、当該団体の関係漁業種類を営む漁業者）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨にかんがみ、積立申込の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

- 3 実施要領第4の3の(2)の事業年度毎の燃油購入数量については、次に定めるところによる。
  - (1) 契約漁連等は、加入者の燃油購入数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
  - (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の漁業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 実施要領第4の4の(1)の燃油補てん積立金の納入及び(2)の燃油補てん積立金の精算については、次に定めるところによる。
  - (1) 燃油補てん積立金の額  
加入者が事業主体に納入する燃油補てん積立金は、(2)の規定により水産庁長官が事業主体に通知する額に、実施要領第4の3の(2)の燃油購入数量を乗じて得た額とする。
  - (2) 燃油補てん積立金の単価  
漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの燃油補てん積立金の額については、水産庁長官が燃油価格の動向、実施要領第7の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して定め、毎年度事業主体に通知する。
  - (3) 燃油補てん積立金の精算  
事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る燃油補てん積立金の残額がある場合には、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。
  - (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、燃油補てん積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 5 実施要領第4の5の燃油の購入数量の報告については、次に定めるところによる。
  - (1) 事業主体は、燃油用燃油価格差補てん金の交付を行うときは、契約漁連等にその旨を通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して当該漁業用燃油価格差補てん金の交付の対象となる燃油の購入実績報告(別紙様式第1号)を行うよう指示するものとする。
  - (2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、その結果を事業主体に報告する。
- 6 実施要領第4の6の漁業用燃油価格差補てん金の交付については、次に定めるところによる。
  - (1) 補てん金の交付  
漁業用燃油価格差補てん金の交付は、四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格(別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。)が直前2年間の平均原油価格(別紙算式Ⅱにより算出される価格をいう。)に115%を乗じた価格を超えた場合に行うものとする。
  - (2) 燃油補てん金の単価  
漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの燃油補てん金の額は、別紙算式Ⅲにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。
  - (3) 燃油補てん金の交付額  
事業主体が事業年度内に交付する燃油補てん金の額は、実施要領第7の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、前年度から繰り越された燃油補てん積立金と当該事業年度に積み立てられた燃油補てん積立金との合計額の2倍を限度とする。
  - (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格差補てん金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

## 第2 養殖用配合飼料価格安定対策事業

- 1 実施要領第5の2の(1)の養殖用配合飼料価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。
  - (1) 参加契約には、次の事項を定めるものとする。

- ア 積立申込の受付及び取りまとめに関する事項
  - イ 配合飼料購入数量の申込の受付及び取りまとめに関する事項
  - ウ 申込数量が配合飼料の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
  - エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項
  - オ 事業主体との協力に関する事項
  - カ 契約の解約に関する事項
  - キ 契約対象期間に関する事項
  - ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項
- (2) 参加契約の期間は、3年間とする。
- (3) セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。
- (4) 参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 2 実施要領第5の3の(1)の積立契約の締結については、次に定めるところによる。
- (1) 事業主体は、養殖業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。
- ア 事業年度毎の配合飼料購入数量の設定に関する事項
  - イ 配合飼料補てん積立金の納入に関する事項
  - ウ 配合飼料購入数量の報告に関する事項
  - エ 養殖用配合飼料価格差補てん金の交付に関する事項
  - オ 養殖用配合飼料価格差補てん金の返還等に関する事項
  - カ 契約の解約等に関する事項
  - キ 契約対象期間
  - ク 個人情報保護に関する事項
  - ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- (2) 積立契約の期間は、3年間とする。
- (3) 事業主体との間に実施要領第5の2の(1)の参加契約を締結した漁連等(以下第2において「契約漁連等」という。)は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者の積立申込の申請書類を受け付けし、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした養殖業者に加入の通知をするものとする。
- (5) (3) 及び (4) による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
- (6) 契約漁連等は、地域の養殖業者(契約漁連等が養殖業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係養殖業種類を営む養殖業者)がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込みの受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 実施要領第5の3の(2)の事業年度毎の配合飼料購入数量については、次に定めるところによる。
- (1) 契約漁連等は、加入者の配合飼料購入数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の養殖業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 実施要領第5の4の(1)の配合飼料補てん積立金の納入及び(2)の配合飼料補てん積立金の精算については、次に定めるところによる。
- (1) 配合飼料補てん積立金の額  
加入者が事業主体に納入する配合飼料補てん積立金は、(2)の規定により水産庁長官が事業主体に通知する額に、実施要領第5の3の(2)の配合飼料購入数量を乗じて得た額とする。
- (2) 配合飼料補てん積立金の単価  
養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの配合飼料補てん積立金の額は、水産庁長官が配合飼料及び輸入原料価格の動向、実施要領第7の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して定め、毎年度事業主体に通知する。
- (3) 配合飼料補てん積立金の精算

事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る配合飼料補てん積立金の残額がある場合には、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。

(4) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、配合飼料補てん積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

5 実施要領第5の5の配合飼料の購入数量の報告については、次に定めるところによる。

(1) 事業主体は、養殖用配合飼料価格差補てん金の交付を行うときは、契約漁連等にその旨を通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して当該養殖用配合飼料価格差補てん金の交付の対象となる配合飼料の購入実績報告(別紙様式第2号)を行うよう指示するものとする。

(2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、その結果を事業主体に報告する。

6 実施要領第5の6の養殖用配合飼料価格差補てん金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 補てん金の交付

養殖用配合飼料価格差補てん金の交付は、四半期ごとに、当該四半期に係る基準輸入原料価格(別紙算式IVにより算出される価格をいう。)が直前2年間の平均輸入原料価格(別紙算式Vにより算出される価格をいう。)に115%を乗じた価格を超えた場合に行うものとする。

ただし、当該四半期の平均配合飼料価格から直前2年間の平均配合飼料価格を減じた額が直前2年間の平均輸入原料価格に15%を乗じた価格を超えないときには、補てん金を交付しない。

(2) 配合飼料補てん金の単価

養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの配合飼料補てん金の額は、別紙算式VIにより算出された額(別紙算式VIIの(1)に該当する場合には、別紙算式VIIの(2)により算出された額)を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

(3) 配合飼料補てん金の交付額

事業主体が事業年度内に交付する配合飼料補てん金の額は、実施要領第7の2(2)イに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、前年度から繰り越された配合飼料補てん積立金と当該事業年度に積み立てられた配合飼料補てん積立金との合計額の2倍を限度とする。

(4) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、加入者に対する養殖用配合飼料価格差補てん金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

### 第3 その他

1 第1の1の(4)及び第2の1の(4)の規定にかかわらず、平成22年度における参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とし、平成23年度における参加契約の締結期限については、平成23年5月23日とする。

2 第1の2の(5)及び第2の2の(5)の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とし、平成23年4月1日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成23年6月末日とする。

3 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約については、その期間を2年6か月とすることができるものとし、平成23年度において締結する東日本大震災の被災者である漁業者に係る積立契約については、その期間を平成26年3月末日を契約対象期間の末日とする期間とすることができることとする。

別 紙

算 式 I

$$P_{am} = \frac{E_a (P_{da} + P_{oa})}{2 \times 0.159}$$

$$P_{aq} = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{ami}$$

P<sub>am</sub> : 月平均原油価格

P<sub>da</sub> : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

P<sub>oa</sub> : 「オマーン原油価格」の月平均価格

E<sub>a</sub> : 漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の各月の TTM  
(電信仲値相場) 平均値

P<sub>aq</sub> : 求める漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の平均  
原油価格

P<sub>ami</sub> : 漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の各月の平  
均原油価格

算 式 II

$$P_s = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n p_{ami} \quad (n \leq 24)$$

P<sub>s</sub> : 漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の直前 2 年  
間の平均原油価格

p<sub>ami</sub> : 漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の直前 2 年  
間の各月の平均原油価格

(注 1) 漁業用燃油価格差補てん金交付対象四半期の直前 2 年間の平均原油価格 (P<sub>s</sub>)  
の算定においては、漁業用燃油価格差補てん交付金交付対象四半期の直前 2  
年間の各月の平均原油価格 (p<sub>ami</sub>) の標準偏差が 6, 000 円 / kl を超え  
る場合は、「p<sub>ami</sub> の平均値 ± 標準偏差」の範囲内の月平均原油価格のみを用  
いて算定を行うものとする。

(注 2) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格については、信頼性の高い世界的な  
指標を使用するものとする。

(注 3) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格を除いて、円 / kl とする。

算 式 III

$$P_c = (P_{aq} - 1.15 \times P_s)$$

P<sub>c</sub> : 求める単位数量当たり漁業用燃油価格差補てん交付金額

#### 算式Ⅳ

$$P = \frac{\Sigma(P_{1j}Q_{1j}+P_{2j}Q_{2j})}{\Sigma(Q)}$$

P : 求める基準輸入原料価格

P<sub>1j</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期に供給された配合飼料に対応する輸入魚粉の各月の平均価格

Q<sub>1j</sub> : P<sub>1j</sub>に対応する各月の魚粉使用量

P<sub>2j</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期に供給された配合飼料に対応する輸入魚油の各月の平均価格

Q<sub>2j</sub> : P<sub>2j</sub>に対応する各月の魚油使用量

Q : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期に供給された配合飼料に対応する原料の各月の使用量

#### 算式Ⅴ

$$P_s = \frac{\Sigma(P_{1i}Q_{1i}+P_{2i}Q_{2i})}{\Sigma(Q_s)}$$

P<sub>s</sub> : 求める2年間の平均輸入原料価格

P<sub>1i</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期の直前2年間に供給された配合飼料に対応する輸入魚粉の各月の平均価格

Q<sub>1i</sub> : P<sub>1i</sub>に対応する各月の魚粉使用量

P<sub>2i</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期の直前2年間に供給された配合飼料に対応する輸入魚油の各月の平均価格

Q<sub>2i</sub> : P<sub>2i</sub>に対応する各月の魚油使用量

Q<sub>s</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期の直前2年間に供給された配合飼料に対応する原料の各月の使用量

(注) 2年間の平均輸入原料価格 (P<sub>s</sub>) の算定においては、養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期の直前2年間に供給された配合飼料に対応する輸入原料の各月の平均価格の標準偏差が9,000円/トンを超える場合は、「平均値±標準偏差」の範囲内の月平均価格のみを用いて算定を行うものとする。

#### 算式Ⅵ

$$A = (P - 1.15 \times P_s)$$

A : 求める単位数量当たり補てん金交付額

#### 算式Ⅶ

$$(1) (P - P_s) > (F - F_s)$$

F : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期に供給された配合飼料の平均価格

F<sub>s</sub> : 養殖用配合飼料価格差補てん金交付対象四半期の直前2年間に供給された配合飼料の平均価格

$$(2) A' = A - \{(P - P_s) - (F - F_s)\}$$

A' : 求める単位数量当たり補てん金交付額

## 年度四半期別漁業用燃油購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(漁業者)

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期 ( 4月～ 6月) <input type="checkbox"/> 第2四半期 ( 7月～ 9月) <input type="checkbox"/> 第3四半期 (10月～12月) <input type="checkbox"/> 第4四半期 ( 1月～ 3月)	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル

\* 提出指示のあった四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。

# 年度四半期別養殖用配合飼料購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(養殖業者)

氏名

住所

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期 ( 4月～ 6月)	
<input type="checkbox"/> 第2四半期 ( 7月～ 9月)	
<input type="checkbox"/> 第3四半期 (10月～12月)	
<input type="checkbox"/> 第4四半期 ( 1月～ 3月)	
配合飼料	キログラム

\* 提出指示のあった四半期に「レ印」を記入して下さい。